

沖縄県ICTの活用の推進に関する実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>第1 ICTの全面的な活用を推進する工種 ～中略～</p> <p>1-2 BIM/CIM活用を推進する工種 <u>令和8年7月1日</u>、沖縄県 土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針による。</p> <p>～中略～</p> <p>3-2 ICTを活用した設計業務等 <u>令和8年7月1日</u>、沖縄県 BIM/CIM 適用業務実施要領による。</p> <p>～中略～</p> <p>3-3-2 BIM/CIMを活用した設計業務等 <u>令和8年7月1日</u>、沖縄県 BIM/CIM 適用工事実施要領による。</p> <p>～中略～</p> <p>3-3-3 必要な経費の計上 (3) BIM/CIM活用工事 <u>令和8年7月1日</u>、沖縄県 BIM/CIM 適用工事実施要領による。</p> <p>～中略～</p> <p>附則 1. 本要領は<u>令和8年7月1日</u>以降予算の執行伺いを決裁する業務・工事から適用する。</p> <p>～中略～</p> <p>改定経緯 令和2年4月1日改定 令和2年9月1日改定 令和3年6月8日改定（証明書交付日について追記） 令和4年7月1日改定 令和5年4月1日改定 令和6年7月16日改定 令和7年6月24日改定 <u>令和8年6月25日改定</u></p>	<p>第1 ICTの全面的な活用を推進する工種 ～中略～</p> <p>1-2 BIM/CIM活用を推進する工種 <u>令和7年7月1日</u>、沖縄県 土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針による。</p> <p>～中略～</p> <p>3-2 ICTを活用した設計業務等 <u>令和7年7月1日</u>、沖縄県 BIM/CIM 適用業務実施要領による。</p> <p>～中略～</p> <p>3-3-2 BIM/CIMを活用した設計業務等 <u>令和7年7月1日</u>、沖縄県 BIM/CIM 適用工事実施要領による。</p> <p>～中略～</p> <p>3-3-3 必要な経費の計上 (3) BIM/CIM活用工事 <u>令和7年7月1日</u>、沖縄県 BIM/CIM 適用工事実施要領による。</p> <p>～中略～</p> <p>附則 1. 本要領は<u>令和7年7月1日</u>以降予算の執行伺いを決裁する業務・工事から適用する。</p> <p>～中略～</p> <p>改定経緯 令和2年4月1日改定 令和2年9月1日改定 令和3年6月8日改定（証明書交付日について追記） 令和4年7月1日改定 令和5年4月1日改定 令和6年7月16日改定 令和7年6月24日改定</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（土工）実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p><u>工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下1）～4）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施しても、ICT活用工事とする。</u></p> <p>1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>【補足】河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた起工測量」も適宜追加する。</p> <p>～中略～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>1-2②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</p> <p>なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（<u>令和7年3月31日 国土交通省告示第240号</u>）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</p> <p>1)3次元MCまたは3次元MG建設機械</p> <p>※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称</p> <p>建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、締固め、掘削、法面整形を実施する。</p> <p>但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。</p>	<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p><u>起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</u></p> <p><u>起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</u></p> <p>1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 <u>5) TS等光波方式を用いた起工測量</u> <u>6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量</u> <u>7) RTK-GNSSを用いた起工測量</u></p> <p>【メモ】河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた起工測量」も適宜追加する。</p> <p><u>ただし、土工数量1,000㎡未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して、監督職員と協議のうえ、上記1）～6）によらず従来手法による起工測量を実施してもICT活用工事とする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>1-2②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</p> <p>なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（<u>令和5年3月31日 国土交通省告示第250号</u>）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</p> <p>1)3次元MCまたは3次元MG建設機械</p> <p>※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称</p> <p>建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、締固め、掘削、法面整形を実施する。</p> <p>但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（土工）実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備 考
<p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>1-2③による工事の施工管理において、以下(1)、(2)に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数以上可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。</p> <p>また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。</p> <p>（ただし、以下5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること）</p> <p>なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより、一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合も、監督職員との協議の上で管理断面及び変化点の計測、他の計測技術による出来形管理等を実施してもICT活用工事とする。</p> <p>ただし、3次元起工測量を実施した場合には、完成検査直前の工事竣工段階の地形等について面管理による出来形計測を行い、1-2⑤によって納品するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) T S等光波方式を用いた出来形管理 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7) R T K－G N S Sを用いた出来形管理 8) 施工履歴データを用いた出来形管理 9) <u>地上写真測量を用いた出来形管理</u> <p>【補足】河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた出来形管理」も適宜追加する</p> <p>(2)品質管理</p> <p>品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I計法との併用による二重管理は実施しないものとする。</p> <p>なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。</p> <p>土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、<u>管理要領等</u>による管理そのものがない場合は、監督職員と協議の上、T S・G N S Sを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合もI C T活用工事とする。</p> <p>なお、砂置換法、又はR I計法との併用による二重管理は実施しないものとする。</p>	<p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>1-2③による工事の施工管理において、以下(1)、(2)に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理</p> <p><u>【土工数量1, 000m²以上の場合】</u></p> <p>出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。</p> <p>また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。</p> <p>（ただし、以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること）</p> <p>なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより、一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合も、監督職員との協議の上で管理断面及び変化点の計測、他の計測技術による出来形管理等を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>ただし、3次元起工測量を実施した場合には、完成検査直前の工事竣工段階の地形等について面管理による出来形計測を行い、1-2⑤によって納品するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) T S等光波方式を用いた出来形管理 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7) R T K－G N S Sを用いた出来形管理 8) 施工履歴データを用いた出来形管理 <p><u>【メモ】河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた出来形管理」も適宜追加する</u></p> <p><u>【土工数量1, 000m²未満の場合】</u></p> <p>出来形管理にあたっては、上記の5）～8）による出来形管理を実施するものとする。</p> <p>なお、監督職員と協議のうえ上記1）～4）の他、以下9）10）による出来形管理を実施してもよい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 9) <u>モバイル端末を用いた出来形管理</u> 10) <u>地上写真測量を用いた出来形管理</u> <p>(2)品質管理</p> <p>品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I計法との併用による二重管理は実施しないものとする。</p> <p>なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。</p> <p>土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、<u>施工規定</u>による管理そのものがない場合は、監督職員と協議の上、T S・G N S Sを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合もI C T活用工事とする。</p> <p>なお、砂置換法、又はR I計法との併用による二重管理は実施しないものとする。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（土工）実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>⑤ 3次元データの納品 1-2①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。 <u>3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。</u></p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事（<u>発注時の工種別</u>）は、下記(1)、(2)に該当する工事とする。 <u>ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u> <u>なお、出来形管理を行わない作業土工（床掘工）については、ICT活用工事（作業土工（床掘工））実施要領によるものとする。</u></p> <p>対象工種 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p>1)河川土工、海岸土工、砂防土工 ・掘削工（河床等掘削含む） ・盛土工 ・法面整形工</p> <p>2)道路土工 ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工</p> <p>2. ICT活用工事の実施方法 2-1 発注方式 ICT活用工事の発注は、下記の(1)、(2)を原則とする。 <u>ただし、ICT施工技術の活用が困難な場合または、ICT施工技術を活用しても建設現場の作業性の向上が見込まれない場合など工事内容、現場条件及び工期的制約等を勘案し実施の可否を決定する。</u></p> <p>(1)発注者指定型 土工数量が10,000m3以上を目安として、発注者がICTの活用が可能と判断した工事に適用する。 発注後やむを得ずICTを活用することが出来ないと判断される場合は、監督職員と協議を行い取り止めることは可能とする。</p> <p>(2)施工者希望型 原則、土工数量が10,000m3未満の全土工事について適用する。 契約後、受注者によりICT活用工事の実施可否について確認し、活用の有無について監督職員と協議を行う。 ※床掘や埋戻し等の小規模なものは含まない。</p> <p>2-2 発注における入札公告等 入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>沖縄県土木建築部の発出する最新版のひな型によるものとする。</u></p> <p>～中略～</p>	<p>⑤ 3次元データの納品 1-2①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事（<u>発注工種</u>）は、下記(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1)対象工種 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p>1)河川土工、海岸土工、砂防土工 ・掘削工（河床等掘削含む） ・盛土工 ・法面整形工</p> <p>2)道路土工 ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工</p> <p>(2)適用対象外 <u>従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>2. ICT活用工事の実施方法 2-1 発注方式 ICT活用工事の発注は、下記の(1)、(2)によるものとするが、ICT施工技術の活用が困難な場合及びICT施工技術を活用しても建設現場の作業性の向上が見込まれない場合など工事内容、現場条件及び工期的制約等を勘案し決定する。</p> <p>(1)発注者指定型 土工数量が10,000m3以上を目安として、発注者がICTの活用が可能と判断した工事に適用する。 発注後やむを得ずICTを活用することが出来ないと判断される場合は、監督職員と協議を行い取り止めることは可能とする。</p> <p>(2)施工者希望型 原則、土工数量が10,000m3未満の全土工事について適用する。 契約後、受注者によりICT活用工事の実施可否について確認し、活用の有無について監督職員と協議を行う。 ※床掘や埋戻し等の小規模なものは含まない。</p> <p>2-2 発注における入札公告等 入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>別紙のとおりとする。</u></p> <p>～中略～</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（土工）実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和2年9月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和3年4月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和4年7月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和5年7月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和6年7月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和7年7月1日より適用する。</p> <p><u>本要領は令和8年7月1日より適用する。</u></p>	<p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和2年9月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和3年4月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和4年7月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和5年7月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和6年7月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和7年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（舗装工）実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容 ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量 <u>工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、</u>以下1)～2)から選択（複数可）して測量を行うものとする。 <u>ただし、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の規則による測量により効率的な確認ができる場合等</u>においては、以下3)～4)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</p> <p>～中略～</p> <p>③ ICT建設機械による施工 1-2②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（<u>令和7年3月31日 国土交通省告示第240号</u>）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</p> <p>～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 1-2③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。 <出来形管理> 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1)～2)から選択（複数可）して実施するものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品 1-2①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。 <u>3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。</u></p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事（<u>発注時の工事種別</u>）は、下記に該当する工事とする。 <u>ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>対象工種・種別 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける以下とする。</p> <p>～中略～</p>	<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容 ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量 <u>起工測量において、3次元測量データを取得するため、</u>以下1)～4)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。 <u>起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、</u>前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</p> <p>～中略～</p> <p>③ ICT建設機械による施工 1-2②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（<u>令和5年3月31日 国土交通省告示第250号</u>）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</p> <p>～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 1-2③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。 <出来形管理> 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1)～2)から選択（複数以上可）して実施するものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品 1-2①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事（<u>発注工種</u>）は、下記(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1) 対象工種・種別 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける以下とする。</p> <p>～中略～</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（舗装工）実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>～中略～</p> <p>2-2 発注における入札公告等</p> <p>入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>沖縄県土木建築部の発出する最新版のひな型によるものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。 本要領は令和2年9月1日より適用する。 本要領は令和3年4月1日より適用する。 本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。 <u>本要領は令和8年7月1日より適用する。</u></p>	<p><u>(2) 適用対象外</u></p> <p><u>従来施工において、舗装工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>2-2 発注における入札公告等</p> <p>入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>別紙のとおりとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。 本要領は令和2年9月1日より適用する。 本要領は令和3年4月1日より適用する。 本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（河川浚渫）実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、以下1)、2)から選択（複数可）して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量にあたっては、直近の測量成果簿等での3次元データが活用できる場合及び3次元出来形管理等の施工管理において施工履歴データを用いた出来形管理を実施する場合には、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</p> <p>～中略～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>1-2②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</p> <p>なお、位情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（<u>令和7年3月31日 国土交通省告示第240号</u>）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p> <p>3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。</p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事（<u>発注時の工事種別</u>）は、下記に該当する工事とする。</p> <p><u>ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p>浚渫工（バックホウ浚渫船）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浚渫船運転工 <p>～中略～</p>	<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p><u>起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)、2)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</u></p> <p>起工測量にあたっては、直近の測量成果簿等での3次元データが活用できる場合及び3次元出来形管理等の施工管理において施工履歴データを用いた出来形管理を実施する場合には、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</p> <p>～中略～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>1-2②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</p> <p>なお、位情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（<u>令和5年3月31日 国土交通省告示第250号</u>）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事（<u>発注工種</u>）は、下記(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1)対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p>1)浚渫工（バックホウ浚渫船）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浚渫船運転工 <p>(2)適用対象外</p> <p><u>従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>～中略～</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（河川浚渫）実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備 考
<p>2-2 発注における入札公告等</p> <p>入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>沖縄県土木建築部の発出する最新版のひな型によるものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。 本要領は令和2年9月1日より適用する。 本要領は令和3年4月1日より適用する。 本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。 <u>本要領は令和8年7月1日より適用する。</u></p>	<p>2-2 発注における入札公告等</p> <p>入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>別紙のとおりとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。 本要領は令和2年9月1日より適用する。 本要領は令和3年4月1日より適用する。 本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（作業土工（床堀））実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備 考
<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>また、次の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（作業土工（床堀））というほか、「ICT（作業土工（床堀工））」という略称を用いる。</p> <p>① 起工測量（選択） ② 3次元設計データ作成 ③ ICT建設機械による施工 ④ <u>該当なし（3次元出来形管理等の施工管理）</u> ⑤ 3次元データの納品 ICT作業土工（床堀）は、ICT土工等の関連施工工種として実施することとする。</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容 ICT施工技術の具体的内容については、次の①～③によるものとする。</p> <p>①起工測量（選択） 起工測量を必要とする場合は、従来手法による起工測量を原則とするが、ICT土工等で取得した3次元起工測量データがある場合は、積極的に活用する。 また、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数選択可）して起工測量を実施してもよいものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>② 3次元設計データ作成 <u>1-2③1）3次元MCまたは3次元MG建設機械により施工を実施する場合、</u>1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>③ ICT建設機械による施工 以下1) <u>2)</u> に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（<u>令和7年3月31日 国土交通省告示第240号</u>）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。</p>	<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>また、次の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（作業土工（床堀））というほか、「ICT（作業土工（床堀工））」という略称を用いる。</p> <p>① 起工測量（選択） ② 3次元設計データ作成 ③ ICT建設機械による施工 ④ 該当無し ⑤ 3次元データの納品 ICT作業土工（床堀）は、ICT土工等の関連施工工種として実施することとする。</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容 ICT施工技術の具体的内容については、次の①～③によるものとする。</p> <p>①起工測量（選択） 起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、ICT土工等で取得した3次元起工測量データがある場合は、積極的に活用する。 また、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数選択可）して起工測量を実施してもよいものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>② 3次元設計データ作成 1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>③ ICT建設機械による施工 <u>1-2②で作成した3次元設計データを用い、</u>以下1) に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（<u>令和5年3月31日 国土交通省告示第250号</u>）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（作業土工（床掘））実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備 考
<p><u>2) 2次元MG建設機械</u> <u>建設機械の作業装置の標高をリアルタイムに取得し、オペレーターが設定した基準面との標高差を表示することにより、建設機械の作業装置を誘導する2次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。</u></p> <p><u>ただし、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設データ等を活用するものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>附則 本要領は令和2年4月1日より適用する。 本要領は令和2年9月1日より適用する。 本要領は令和3年4月1日より適用する。 本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。 <u>本要領は令和8年7月1日より適用する。</u></p>	<p>～中略～</p> <p>附則 本要領は令和2年4月1日より適用する。 本要領は令和2年9月1日より適用する。 本要領は令和3年4月1日より適用する。 本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。</p> <p>また、次の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（付帯構造物設置工）というほか、「ICT（付帯構造物設置工）」という略称を用いる。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>③ <u>該当なし（ICT建設機械による施工）</u></p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>ICT付帯構造物工は、ICT土工及びICT舗装工の関連施工工種として実施することとする。</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p><u>工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、下記1)～4)から選択（複数可）して測量を行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下5)～7)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>付帯構想物設置工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>付帯構造物設置工の施工管理において、以下1)～<u>9)</u>の技術から選択（複数可）して、出来形管理を実施するものとする。</p> <p><u>なお、使用する技術については、最新の3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）を参照し、適用工種に留意すること。</u></p> <p>また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。</p> <p>1)トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理</p> <p>2)トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理</p> <p>3)空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理</p> <p>4)地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>5)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>6)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>7)RTK-GNSSを用いた起工測量</p> <p>8) <u>モバイル端末を用いた出来形管理</u></p> <p>9) <u>地上写真測量を用いた出来形管理</u></p> <p>～中略～</p>	<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。</p> <p>また、次の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（付帯構造物設置工）というほか、「ICT（付帯構造物設置工）」という略称を用いる。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>③ <u>該当無し</u></p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>ICT付帯構造物工は、ICT土工及びICT舗装工の関連施工工種として実施することとする。</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p><u>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</u></p> <p><u>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>付帯構想物設置工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>付帯構造物設置工の施工管理において、以下1)～<u>7)</u>の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。</p> <p>また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。</p> <p>1)トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理</p> <p>2)トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理</p> <p>3)空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理</p> <p>4)地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>5)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>6)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>7)RTK-GNSSを用いた起工測量</p> <p>～中略～</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

新	旧	備考
<p>1-3 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事（<u>発注時の工事種別</u>）は、下記に該当する工事とする。 <u>ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>対象工種</p> <p>ICT活用工事の対象工事は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p>コンクリートブロック工（コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張） （連節ブロック張） （天端保護ブロック）</p> <p>緑化ブロック工 石積（張）工 側溝工（プレキャストU型側溝） （L型側溝） （自由勾配側溝） <u>（場所打水路工）</u></p> <p>管渠工 暗渠工 緑石工（緑石・アスカープ） 基礎工（護岸）（現場打基礎） 基礎工（護岸）（プレキャスト基礎） 海岸コンクリートブロック工 コンクリート被覆工 護岸附属物工 管路工（管路部） プレキャストボックス工（特殊部） ハンドホール工 防止柵工 防護柵工（防止柵工） 路側防護柵工（ガードレール） 路側防護柵工（カードケーブル） ボックスビーム工（路側防護柵工）※ガードレール 道路付属物工 道路付属物工（視線誘導標、距離標） 大型標識工（標識基礎工） 大型標識工（標識柱工） 小型標識工 標識工（小型標識工） 付属物設置工（道路付属物工） 付属物復旧工（路側防護柵工）※ガードレール 付属物復旧工（路側防護柵工）※ガードケーブル 集水樹工 集水樹・マンホール工（集水樹工） 集水樹（街渠樹）・マンホール工（集水樹工） 場所打水路工 排水構造物工（集水樹工）</p>	<p>1-3 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事（<u>発注工種</u>）は、下記(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1)対象工種</p> <p>ICT活用工事の対象工事は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p>1)コンクリートブロック工（コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張） （連節ブロック張） （天端保護ブロック）</p> <p>緑化ブロック工 石積（張）工 側溝工（プレキャストU型側溝） （L型側溝） （自由勾配側溝）</p> <p>管渠工 暗渠工 緑石工（緑石・アスカープ） 基礎工（護岸）（現場打基礎） 基礎工（護岸）（プレキャスト基礎） 海岸コンクリートブロック工 コンクリート被覆工 護岸附属物工</p> <p>(2)適用対象外 従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（付帯構造物設置工）実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>～中略～</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和2年9月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和3年4月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和4年7月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和5年7月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和6年7月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和7年7月1日より適用する。</p> <p><u>本要領は令和8年7月1日より適用する。</u></p>	<p>～中略～</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和2年9月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和3年4月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和4年7月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和5年7月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和6年7月1日より適用する。</p> <p>本要領は令和7年7月1日より適用する。</p>	

沖縄県におけるICT活用工事（法面工）実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（法面工）というほか、「ICT法面工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>③ <u>該当なし（ICT建設機械による施工）</u></p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p><u>工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下1)～7)から選択（複数可）して測量を行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、以下5)～7)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</u></p> <p>また、法面工の関連施工としてICT土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。</p> <p>1)空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量</p> <p>2)地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>3)トータルステーション等光波方式を用いた起工測量</p> <p>4)トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量</p> <p>5)RTK-GNSSを用いた起工測量</p> <p>6)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>7)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>～中略～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>法面工においては<u>該当なし。</u></p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>法面工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>法面工等の施工管理において、以下1)～<u>8)</u>の技術から選択（複数可）して、出来形管理を実施するものとする。</p> <p>また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。</p>	<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（法面工）というほか、「ICT法面工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>③ <u>該当無し</u></p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p><u>起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</u></p> <p><u>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。</u></p> <p>また、法面工の関連施工としてICT土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。</p> <p>1)空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量</p> <p>2)地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>3)トータルステーション等光波方式を用いた起工測量</p> <p>4)トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量</p> <p>5)RTK-GNSSを用いた起工測量</p> <p>6)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>7)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>～中略～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>法面工においては<u>該当無し。</u></p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>法面工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>法面工等の施工管理において、以下1)～<u>7)</u>の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。</p> <p>また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（法面工）実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～<u>8)</u>のICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、出来形管理を行っても良いものとする。</p> <p>1)空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2)地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3)トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 4)トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 5)RTK-GNSSを用いた出来形管理 6)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 7)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 <u>8)地上写真測量を用いた出来形管理</u></p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品 1-2①②④による3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。 <u>3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。</u></p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事（<u>発注時の工事種別</u>）は、下記に該当する工事とする。<u>ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>対象工種 ICT活用工事の対象工事は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。 植生工：（種子散布） （張芝） （筋芝） （市松芝） （植生シート） （植生マット） （植生筋） （人工張芝） （植生穴） （植生基材吹付） （客土吹付） 吹付工：（コンクリート吹付） （モルタル吹付） 吹付法枠工</p>	<p>なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～<u>7)</u>のICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、出来形管理を行っても良いものとする。</p> <p>1)空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2)地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3)トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 4)トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 5)RTK-GNSSを用いた出来形管理 6)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 7)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品 1-2①②④による3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。</p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事（<u>発注工種</u>）は、下記(1)、(2)に該当する工事とするが、<u>以下（1）（2）以外の工種においても、ICT施工技術を活用できる場合は、ICT活用工事としてもよい。</u></p> <p>(1)対象工種 ICT活用工事の対象工事は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。 <u>1)植生工</u>：（種子散布） （張芝） （筋芝） （市松芝） （植生シート） （植生マット） （植生筋） （人工張芝） （植生穴） （植生基材吹付） （客土吹付） 吹付工：（コンクリート吹付） （モルタル吹付） 吹付法枠工</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（法面工）実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>～中略～</p> <p>2-2 発注における入札公告等</p> <p>入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>沖縄県土木建築部の発出する最新版のひな型によるものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。 本要領は令和2年9月1日より適用する。 本要領は令和3年4月1日より適用する。 本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。 <u>本要領は令和8年7月1日より適用する。</u></p>	<p><u>(2)適用対象外</u></p> <p><u>従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>2-2 発注における入札公告等</p> <p>入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>別紙のとおりとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。 本要領は令和2年9月1日より適用する。 本要領は令和3年4月1日より適用する。 本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（地盤改良工）実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p><u>工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下1)～4)から選択（複数可）して測量を行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下5)～7)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</u></p> <p>また、地盤改良の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。</p> <p>なお、本工種では、受発注者で起工測量の必要性を確認（現況地形の改変有無等）して、実施有無を判断すること</p> <p>～中略～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>1-2②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</p> <p>なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（<u>令和7年3月31日 国土交通省告示第240号</u>）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと</p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p> <p><u>3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。</u></p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事（発注時の工事種別）は、以下に該当する工事とする。</p> <p><u>ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p>地盤改良工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路床安定処理工 ・表層安定処理工 ・固結工（中層混合処理） ・固結工（スラリー攪拌工） ・パーチカルドレーン工（ペーパードレーン工） ・サンドコンパクションパイル工 	<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p><u>起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</u></p> <p><u>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。</u></p> <p>また、地盤改良の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。</p> <p>なお、本工種では、受発注者で起工測量の必要性を確認（現況地形の改変有無等）して、実施有無を判断すること</p> <p>～中略～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>1-2②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</p> <p>なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（<u>令和5年3月31日 国土交通省告示第250号</u>）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事（<u>発注工種</u>）は、以下(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1)対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p><u>1)地盤改良工</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・路床安定処理工 ・表層安定処理工 ・固結工（中層混合処理） ・固結工（スラリー攪拌工） ・パーチカルドレーン工（ペーパードレーン工） ・サンドコンパクションパイル工 	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（地盤改良工）実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>2. ICT活用工事の実施方法</p> <p>2-1 発注</p> <p>ICT活用工事の発注は、下記の(2)によるものとするが、ICT施工技術の活用が困難な場合及びICT施工技術を活用しても建設現場の作業性の向上が見込まれない場合など工事内容、現場条件及び工期的制約等を勘案し決定する。</p> <p>(1)発注者指定型 該当なし</p> <p>(2)施工者希望型 原則、<u>1-3</u>に示す全ての工事について適用する。 契約後、受注者によりICT活用工事の実施可否について確認し、活用の有無について監督職員と協議を行う。</p> <p>～中略～</p> <p>2-2 発注における入札公告等</p> <p>入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>沖縄県土木建築部の発出する最新版のひな型によるものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。 本要領は令和2年9月1日より適用する。 本要領は令和3年4月1日より適用する。 本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。 <u>本要領は令和8年7月1日より適用する。</u></p>	<p>(2)適用対象外 従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p> <p>2. ICT活用工事の実施方法</p> <p>2-1 発注</p> <p>ICT活用工事の発注は、下記の(2)によるものとするが、ICT施工技術の活用が困難な場合及びICT施工技術を活用しても建設現場の作業性の向上が見込まれない場合など工事内容、現場条件及び工期的制約等を勘案し決定する。</p> <p>(1)発注者指定型 該当無し。</p> <p>(2)施工者希望型 原則、<u>1-3(1)</u>の全ての工事について適用する。 契約後、受注者によりICT活用工事の実施可否について確認し、活用の有無について監督職員と協議を行う。</p> <p>～中略～</p> <p>2-2 発注における入札公告等</p> <p>入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>別紙のとおりとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。 本要領は令和2年9月1日より適用する。 本要領は令和3年4月1日より適用する。 本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備 考
<p>1. ICT活用工事</p> <p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>①3次元起工測量</p> <p>起工測量において、交通規制を削減し3次元測量データを取得するため、以下1)～3)から選択（複数可）して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測による測量または面的な計測による測量を選択するものとし、ICT活用工事とする。</p> <p>1)地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>2)トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量</p> <p>3)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>～中略～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>1-2②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</p> <p>なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。</p> <p>～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>1-2③による工事の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1) 2) から選択（複数可）して実施するものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p> <p><u>3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>2-2 発注における入札公告等</p> <p>入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、沖縄県土木建築部の発出する最新版のひな型によるものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。 本要領は令和2年9月1日より適用する。 本要領は令和3年4月1日より適用する。 本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。 <u>本要領は令和8年7月1日より適用する。</u></p>	<p>1. ICT活用工事</p> <p>～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>①3次元起工測量</p> <p>起工測量において、交通規制を削減し3次元測量データを取得するため、以下1)～3)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測による測量または面的な計測による測量を選択するものとし、ICT活用工事とする。</p> <p>1)地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>2)トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量</p> <p>3)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>～中略～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>1-2②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</p> <p>なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。</p> <p>～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>1-2③による工事の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1) 2) から選択（複数以上可）して実施するものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p> <p>～中略～</p> <p>2-2 発注における入札公告等</p> <p>入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>別紙のとおりとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。 本要領は令和2年9月1日より適用する。 本要領は令和3年4月1日より適用する。 本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。</p>	<p>下線赤字追記・修正</p> <p>下線黒字削除・修正</p>

沖縄県におけるICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））というほか、「ICT構造物工（橋脚・橋台）」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）</p> <p>① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ <u>該当なし（ICT建設機械による施工）</u> ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p><u>工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下1)～4)から選択（複数可）して測量を行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下5)～7)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>ICT構造物工（橋脚・橋台）においては該当<u>なし</u>。</p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p> <p><u>3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。</u></p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事（発注工種）は、下記に該当する工事とする。</p> <p><u>ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>対象工種</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p>1)橋台工：橋台躯体工 2)RC橋脚工：橋脚躯体工</p>	<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））というほか、「ICT構造物工（橋脚・橋台）」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）</p> <p>① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ <u>該当無し</u> ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p><u>起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</u></p> <p><u>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>ICT構造物工（橋脚・橋台）においては該当<u>無し</u>。</p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事（発注工種）は、下記(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1)対象工種</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p>1)橋台工：橋台躯体工 2)RC橋脚工：橋脚躯体工</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>～中略～</p> <p>2-2 発注における入札公告等</p> <p>入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>沖縄県土木建築部の発出する最新版のひな型によるものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。 <u>本要領は令和8年7月1日より適用する。</u></p>	<p>(2)適用対象外</p> <p><u>従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>2-2 発注における入札公告等</p> <p>入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>別紙のとおりとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（擁壁工）実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（擁壁工）というほか、「ICT擁壁工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）</p> <p>① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ <u>該当なし（ICT建設機械による施工）</u> ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p><u>工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下1)～4)から選択（複数可）して測量を行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下5)～7)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</u></p> <p>また、擁壁工の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。</p> <p>～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>擁壁工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>擁壁工の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択（複数可）して、出来形管理を実施するものとする。</p> <p>また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。</p> <p>なお、計測装置位置と計測対象箇所との隔離、位置関係により1)～7)のICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良いものとする。</p>	<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（擁壁工）というほか、「ICT擁壁工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）</p> <p>① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ <u>該当無し</u> ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p><u>起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</u></p> <p><u>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</u></p> <p>また、擁壁工の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。</p> <p>～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>擁壁工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>擁壁工の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。</p> <p>また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。</p> <p>なお、計測装置位置と計測対象箇所との隔離、位置関係により1)～7)のICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良いものとする。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（擁壁工）実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2①②④により作成した3次元を工事完成図書として電子納品する。 <u>3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。</u></p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事（発注工種）は、以下に該当する工事とする。 <u>ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>対象工種</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p>擁壁工</p> <p>～中略～</p> <p>2-2 発注における入札公告等</p> <p>入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>沖縄県土木建築部の発出する最新版のひな型によるものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。 <u>本要領は令和8年7月1日より適用する。</u></p>	<p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2①②④により作成した3次元を工事完成図書として電子納品する。</p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事（発注工種）は、以下1)、2)に該当する工事とする。</p> <p>(1)対象工種</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p>1)擁壁工</p> <p>(2)適用対象外</p> <p><u>従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>2-2 発注における入札公告等</p> <p>入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>別紙のとおりとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（基礎工）実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（基礎工）というほか、「ICT基礎工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）</p> <p>① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ <u>該当なし（ICT建設機械による施工）</u> ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量 <u>工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下1)～4)から選択（複数可）して測量を行うものとする。</u> <u>ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下5)～7)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</u></p> <p>また、基礎工の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。</p> <p>～中略～</p> <p>③ ICT建設機械による施工 基礎工においては<u>該当なし</u></p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 基礎工の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。 （1）出来形管理 基礎工の施工管理において、以下1）～7）の技術から選択（複数可）して、出来形管理を実施するものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品 1-2①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。 <u>3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。</u></p>	<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（基礎工）というほか、「ICT基礎工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）</p> <p>① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ <u>該当無し</u> ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量 <u>起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</u> <u>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</u></p> <p>また、基礎工の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。</p> <p>～中略～</p> <p>③ ICT建設機械による施工 基礎工においては<u>該当無し</u></p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 基礎工の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。 （1）出来形管理 基礎工の施工管理において、以下1）～7）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品 1-2①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（基礎工）実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1-4 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事（<u>発注時の工事種別</u>）は、下記に該当する工事とする。 <u>ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>対象工種 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける以下の種別を含む工種とする。</p> <p>1) 矢板工（<u>仮設工除く</u>） 2) 既製杭工 3) 場所打杭工</p> <p>～中略～</p> <p>2-2 発注における入札公告等 入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>沖縄県土木建築部の発出する最新版のひな型によるものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>附則 本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。 <u>本要領は令和8年7月1日より適用する。</u></p>	<p>1-4 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事（<u>発注工種</u>）は、下記(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1) 対象工種 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける以下の種別を含む工種とする。</p> <p>1) 矢板工 2) 既製杭工 3) 場所打杭工</p> <p>(2) 適用対象外 <u>従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>2-2 発注における入札公告等 入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>別紙のとおりとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>附則 本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備 考
<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（構造物工（橋梁上部））というほか、「ICT構造物工（橋梁上部）」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）</p> <p>① <u>該当なし（3次元起工測量）</u></p> <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>③ <u>該当なし（ICT建設機械による施工）</u></p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>構造物工（橋梁上部）の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>構造物工（橋梁上部）の出来形管理において、以下1)～4)から選択（複数可）して、出来形管理を実施するものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p> <p><u>3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。</u></p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事（<u>発注時の工事種別工種</u>）は、下記に該当する工事とする。</p> <p><u>ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>対象工種</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p>1)鋼橋上部</p> <p>2)コンクリート橋上部</p> <p>～中略～</p> <p>2-2 発注における入札公告等</p> <p>入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>沖縄県土木建築部の発出する最新版のひな型によるものとする。</u></p> <p>～中略～</p>	<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（構造物工（橋梁上部））というほか、「ICT構造物工（橋梁上部）」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）</p> <p>① 該当無し</p> <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>③ 該当無し</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>構造物工（橋梁上部）の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>構造物工（橋梁上部）の出来形管理において、以下1)～4)から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事（<u>発注工種</u>）は、下記(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1)対象工種</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p>1)鋼橋上部</p> <p>2)コンクリート橋上部</p> <p>(2)適用対象外</p> <p><u>従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>2-2 発注における入札公告等</p> <p>入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>別紙のとおりとする。</u></p> <p>～中略～</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備 考
<p>附則</p> <p>本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。 <u>本要領は令和8年7月1日より適用する。</u></p>	<p>附則</p> <p>本要領は令和5年7月1日より適用する。 本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（コンクリート堰堤工）というほか、「ICTコンクリート堰堤工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>③ <u>該当なし（ICT建設機械による施工）</u></p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p><u>工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には下記1)～4)から選択（複数可）して測量を行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、以下5)から7)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</u></p> <p>また、コンクリート堰堤工の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。</p> <p>～中略～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>ICT擁壁工においては<u>該当なし</u>。</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>コンクリート堰堤工の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>コンクリート堰堤工の施工管理において、以下1)～7)から選択（複数可）して、出来形管理を実施するものとする。</p> <p>また、以下1)～<u>4)</u>の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p> <p><u>3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。</u></p>	<p>1. ICT活用工事</p> <p>1-1 概要</p> <p>ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。</p> <p>また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（コンクリート堰堤工）というほか、「ICTコンクリート堰堤工」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>③ <u>該当無し</u></p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p><u>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</u></p> <p><u>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。</u></p> <p>また、コンクリート堰堤工の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。</p> <p>～中略～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>ICT擁壁工においては<u>該当無し</u>。</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>コンクリート堰堤工の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理</p> <p>コンクリート堰堤工の施工管理において、以下1)～7)から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。</p> <p>また、以下1)～<u>7)</u>の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>1-2①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領（令和8年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1-3 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事（<u>発注時の工事種別</u>）は、下記に該当する工事とする。 <u>ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>対象工種 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の<u>種別を含む</u>工種とする。</p> <p>1)コンクリート堰堤本体工 2)コンクリート側壁工 3)水叩工</p> <p>～中略～</p> <p>2-2 発注における入札公告等</p> <p>入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>沖縄県土木建築部の発出する最新版のひな型によるものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。 <u>本要領は令和8年7月1日より適用する。</u></p>	<p>1-3 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事（<u>発注工種</u>）は、下記(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1)対象工種 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p>1)コンクリート堰堤本体工 2)コンクリート側壁工 3)水叩工</p> <p>(2)適用対象外 <u>従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>2-2 発注における入札公告等</p> <p>入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、<u>別紙のとおりとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和6年7月1日より適用する。 本要領は令和7年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>